

日本下水道事業団における新技術の選定に関する実施要領

平成 30 年 3 月 27 日技技企発第 98 号
技術戦略部長より関係所属長あて

[沿革] 令和 2 年 7 月 7 日技技企発第 19 号改正、令和 3 年 3 月 24 日技技企発第 148 号改正
令和 4 年 10 月 21 日ソソ発第 6 号改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この実施要領は、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）の受託事業（特定 下水道工事の代行に係る事業を含む。以下同じ。）における新技術の導入を促進するため、新技術の選定の実施に当たり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この実施要領において、次の各号において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 技術選定 新規に開発され事業団において基準化されていない下水道技術について、当該下水道技術の開発者の申請に基づき、事業団が、受託事業における適用性を確認した技術として選定することをいう。
- 二 基準化 事業団が、受託事業で用いる設計基準又は標準設計を作成することをいう。
- 三 下水道技術 下水道事業において適用される処理プロセスに係る技術（国土交通省下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」（令和 28 年 4 月 1 日付け国水下水第 109 号）別表の「中分類」以上の施設等に係る技術をいう。以下同じ。）又は装置若しくは機器に係る技術をいう。
- 四 新技術 技術選定を受けた技術をいう。
- 五 新技術Ⅰ類 新技術のうち、事業団が単独で又は共同研究により開発したものをいう。
- 六 新技術Ⅱ類 新技術のうち、国、地方公共団体その他の公共機関（その共同研究者も含む。）が開発したものをいう。
- 七 新技術Ⅲ類 新技術のうち、事業団、国、地方公共団体その他の公共機関（その共同研究者も含む。）以外の者が開発したものをいう。

- 八 申請者 技術選定を受けようとする者
- 九 技術選定料 技術選定の実施のために申請者が事業団に収める費用
- 十 有効期間延長料 技術選定の有効期間の延長のために申請者が事業団に収める費用
- 十一 継続導入技術 有効期間満了後も受託事業における導入の必要性が認められる新技術のうち、基準化されていない新技術又は基準化が困難な新技術であって、事業団が指定した技術
- 十二 簡易提案型共同研究 提案型共同研究のうち、短期間での材料、機器、装置等の性質や性能の確認を主たる目的とするものをいう。
- 十三 フィールド提供型共同研究 提供型共同研究のうち、事業団が実験施設の提供のみを行うものをいう。

第2章 技術選定

(技術選定の対象)

第3条 技術選定の対象は、事業団が単独又は共同研究（簡易提案型共同研究、およびフィールド提供型共同研究を除く）により開発した下水道技術又は事業団以外の者が開発した処理プロセスに係る技術であって、事業団において基準化されていない技術とする。

(申請者の要件)

第4条 申請者は、次の各号のすべてに該当する者に限るものとする。

- 一 第3条に規定する技術選定の対象となる当該技術を保有している者であること。
- 二 法人であること。
- 三 破産者でないこと。
- 四 第15条第1項各号の規定による取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から3年を経過していること。

(技術選定の事前協議)

第5条 申請者は、技術選定の申請を行うに当たり、事業団と次の各号に定める事項について事前協議を行い、合意しなければならない。

- 一 技術選定を受けようとする技術の内容
- 二 技術選定料及び技術選定に要する期間
- 三 前条各号のすべてに該当する者であること

2 事業団と申請者は、前項の協議の結果について、事前協議議事録を作成するものとする。

(技術選定の申請)

第6条 申請者は、技術選定の申請に際して、次に掲げる書面を提出するものとする。

- 一 技術選定申請書（別記様式1）
- 二 技術概要書（別記様式2）
- 三 技術資料

2 前項第3号の技術資料には、次に掲げる事項を記載する。

- 一 技術の名称
- 二 技術の概要
- 三 適用条件
- 四 導入検討方法
- 五 設計方法
- 六 維持管理方法
- 七 その他必要な事項（設計計算例、仕様書、参考図等）

(技術選定に係る協定の締結)

第7条 事業団と申請者は、技術選定を実施するに当たり、協定書（別記様式3又は別記様式4）により、あらかじめ技術選定の実施に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 協定の目的
- 二 技術選定の実施
- 三 技術選定を実施する技術の内容
- 四 技術選定に要する期間
- 五 技術選定結果の通知
- 六 技術選定料
- 七 秘密の保持
- 八 その他必要な事項

3 前項第4号の技術選定に要する期間は、天災地変その他申請者の責に帰さないやむを得ない事由が生じた場合には、事業団と申請者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(新技術I類に係る技術選定)

第8条 事業団は、新技術I類に係る技術選定の申請があった技術について、申請者より提出された技術概要書及び技術資料に基づいて審議を行い、事業団の受託事業における適用性を有していると判断された場合、新技術I類として選定するものとする。

2 事業団は、前項の規定により新技術I類として選定した技術について、技術選定結果通知書（別記様式5）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定は、第1項に規定する審議により、事業団の受託事業における適用性を有していると判断されなかった技術について準用する。

(新技術Ⅱ類及びⅢ類に係る技術選定)

第9条 事業団は、新技術Ⅱ類又は新技術Ⅲ類に係る技術選定の申請があった技術について、申請者より提出された技術概要書及び技術資料に基づいて審議を行い、実施への適用性及び事業団の受託事業における適用性を有していると判断された場合、新技術Ⅱ類又は新技術Ⅲ類として選定するものとする。

2 前項の審議は、事業団が当該申請に係る技術について、次の各号に掲げる事項を基準として、実施への適用性についてあらかじめ確認した結果に基づき行うものとする。

- 一 科学的・工学的な妥当性
- 二 社会的ニーズに対する有用性
- 三 現場への導入可能性
- 四 新規性
- 五 リスク分担の妥当性

3 前条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定は、新技術Ⅱ類及び新技術Ⅲ類に係る技術選定について準用する。

(追加資料の提出等)

第10条 事業団は、技術選定の実施に際し必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出又は報告を求めることができるものとする。

(申請の取下げによる技術選定の中止)

第11条 申請者が、技術選定の完了前に技術選定の申請の取下げを申し出た場合、事業団は、技術選定に係る手続を中止するものとする。

(技術選定の申請の無効)

第12条 第7条第2項第4号の技術選定に要する期間内に技術概要書又は技術資料の不備等により技術選定が完了しなかった場合は、当該技術選定の申請は無効とし、事業団はこれを技術選定申請無効通知書(別記様式6)により申請者に通知するものとする。

(技術選定の有効期間)

第13条 第8条及第1項及び第9条第1項による技術選定が効力を有する期間(以下「有効期間」という。)は、第8条第2項(第9条第3項において準用する場合を含む。)により申請者に通知した日(以下、本項において「通知日」という。)から起算して5年とする。ただし、第7項の規定により有効期間を延長した場合は、通知日から起算して10年とする。

2 技術選定を受けた者は、有効期間の延長を希望する場合には、事業団と事前協議を行い合意の上、技術選定の有効期間延長の申請を行うことができるものとする。

3 前項の申請は、有効期間が満了する日の6ヶ月前から3ヶ月前までの間に、1回に限り行うことができるものとする。

- 4 申請者は、第2項の申請に際して、次に掲げる書面を提出するものとする。
 - 一 技術選定有効期間延長申請書（別記様式7）
 - 二 延長理由等説明書（別記様式8）
- 5 申請者は、有効期間延長料を負担するものとする。
- 6 事業団は、申請者より提出された延長理由等説明書に基づいて審議を行い、当該有効期間の延長を必要と認める場合には、有効期間を延長するものとする。
- 7 事業団は、前項の規定により有効期間の延長を行った場合、技術選定有効期間延長通知書（別記様式9）により申請者に通知するものとする。
- 8 前項の規定は、第5項の審議の結果、有効期間の延長の必要が認められなかった場合について準用する。

（技術選定の変更）

- 第14条** 技術選定を受けた者は、有効期間内に当該技術選定を受けた技術の内容に変更の必要が生じた場合は、事業団と事前協議を行い合意の上、技術選定の変更申請を行うことができるものとする。
- 2 第5条から第13条まで及び次条の規定は、前項の変更申請について準用する。

（技術選定の取消し）

- 第15条** 事業団は、技術選定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、当該技術選定を取り消すことができる。
- 一 技術選定を受けた者が、虚偽や知的財産権の侵害など不正な手段により技術選定を受けたことが判明した場合
 - 二 事業団の受託事業に関係のない案件において、事前に事業団の了解なく、当該技術選定結果を利用した営業活動又は情報の流布等を行った場合
 - 三 当該技術に関して裁判等で係争となった場合
 - 四 実施への導入後に重大な不具合が明らかとなった場合
 - 五 その他事業団が必要と認めた場合
- 2 前項に定めるもののほか、技術選定を受けたものが取消しを申し出た場合は、当該技術選定を取り消すものとする。
 - 3 前2項による取消しを行った場合、事業団は技術選定結果取消通知書（別記様式10）により技術選定を受けた者に通知するものとする。

（技術選定料）

- 第16条** 申請者は、協定締結後、事業団の請求により第7条第2項第6号の技術選定料を支払うものとする。
- 2 事業団は、協定締結後、第7条第2項第6号の技術選定料を変更する必要がある場合には、申請者とあらかじめ協議の上、第7条の規定により締結した協定を変更し、技術選定料の変更を行うものとする。

- 3 第 1 1 条の規定により技術選定に係る手続を中止した場合は、第 7 条の規定により締結した協定を変更し、技術選定料の精算を行うものとする。
- 4 第 1 2 条の規定により技術選定申請が無効となった場合及び前条第 1 項又は第 2 項の規定により技術選定結果が取り消された場合は、技術選定料は返還しないものとする。
- 5 申請者は、第 1 3 条第 2 項に規定する申請の後、事業団の請求により第 1 3 条第 5 項の有効期間延長料を支払うものとする。
- 6 第 1 3 条第 6 項の審議の結果、有効期間の延長の必要が認められなかった場合は、有効期間延長料は返還しないものとする。

(免責事項)

第 1 7 条 技術選定を受けた技術を事業団以外の者が実施し、その実施により生じた損害については、事業団は一切その責を負わない。

第 3 章 継続導入技術

(継続導入技術の指定)

第 1 8 条 事業団は、次の号のすべてに該当する技術について、継続導入技術に指定する。

- 一 継続対象技術の対象は、有効期間が満了する新技术を対象とする。
 - 二 事業団において基準化されていないこと
 - 三 有効期間満了後も受託事業における導入の必要性が認められること
- 2 前項により継続導入技術を指定した場合には、継続導入技術指定通知書(別記様式 11)により技術指定を受けたものに通知する。
 - 3 受託事業の実施にあたり、第 1 項の規定により指定された継続導入技術は、事業団において基準化された技術と同じものとみなす。
 - 4 第 1 5 条の規定は、当該継続導入技術に準用する。

(有効期間)

第 1 9 条 前条の指定が効力を有する期間は、指定された日から起算して 1 年とする。

- 2 事業団は、前項期間を延長して、当該継続導入技術の受託事業における導入の必要性があると認めるときは、期間を延長することができる。ただし、期間の延長は 1 年毎に行うものとする。
- 3 第 1 8 条 2 項の規定は、前項による有効期間の延長を行った場合に準用する。

(免責事項)

第 2 0 条 指定された技術を事業団以外の者が実施し、その実施により生じた損害については、事業団は一切その責を負わない。

第4章 導入状況等の報告

(導入状況等の報告)

第21条 技術選定を受けたものは、事業団の受託事業以外を含む新技術の導入状況等について報告しなければならない。

- 2 技術選定を受けた者は、導入された施設などにおいて、新技術の不具合が明らかとなった場合には、遅滞なく報告しなければならないものとする。
- 3 前項の規定は、第18条2項により指定された継続導入技術に準用する。

第5章 新技術データベース

(新技術データベースの整備)

第22条 事業団は、受託事業における新技術の導入を促進するため、技術選定等の結果について、広く事業団職員に周知を図ることを目的として、事業団のイントラネット内に新技術データベースを整備する。

- 2 前項に規定する新技術データベースは、次の各号に掲げる内容を含むものとする。
 - 一 第8条第1項及び第9条第1項による技術選定の結果及び新技術に係る第6条第1項第3号の技術資料
 - 二 第19条2項による技術指定の結果及び新技術に係る第6条第1項第3号の技術資料
 - 三 その他必要な事項
- 3 第14条による技術選定の変更があった場合は、変更内容に合わせて新技術データベースへの掲載内容を改めるものとする。
- 4 第15条により技術選定が取り消された場合及び技術選定の有効期間が満了した場合は、新技術データベースから当該技術の情報を削除するものとする。

(掲載された情報の取扱い)

第23条 新技術データベースに含まれる情報は、事業団職員がイントラネットにおいて閲覧することができるものとし、外部には非公開とする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りでない。

- 一 外部公開用として掲載されている情報
- 二 申請者に対して書面による事前の同意を得た情報

附 則

この実施要領は、平成30年3月27日から適用する。

附 則（令和2年7月7日技企発第19号）

この実施要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月24日技企発第148号）

この実施要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年10月21日ソソ発第6号）

この実施要領は、令和4年4月1日から適用する。